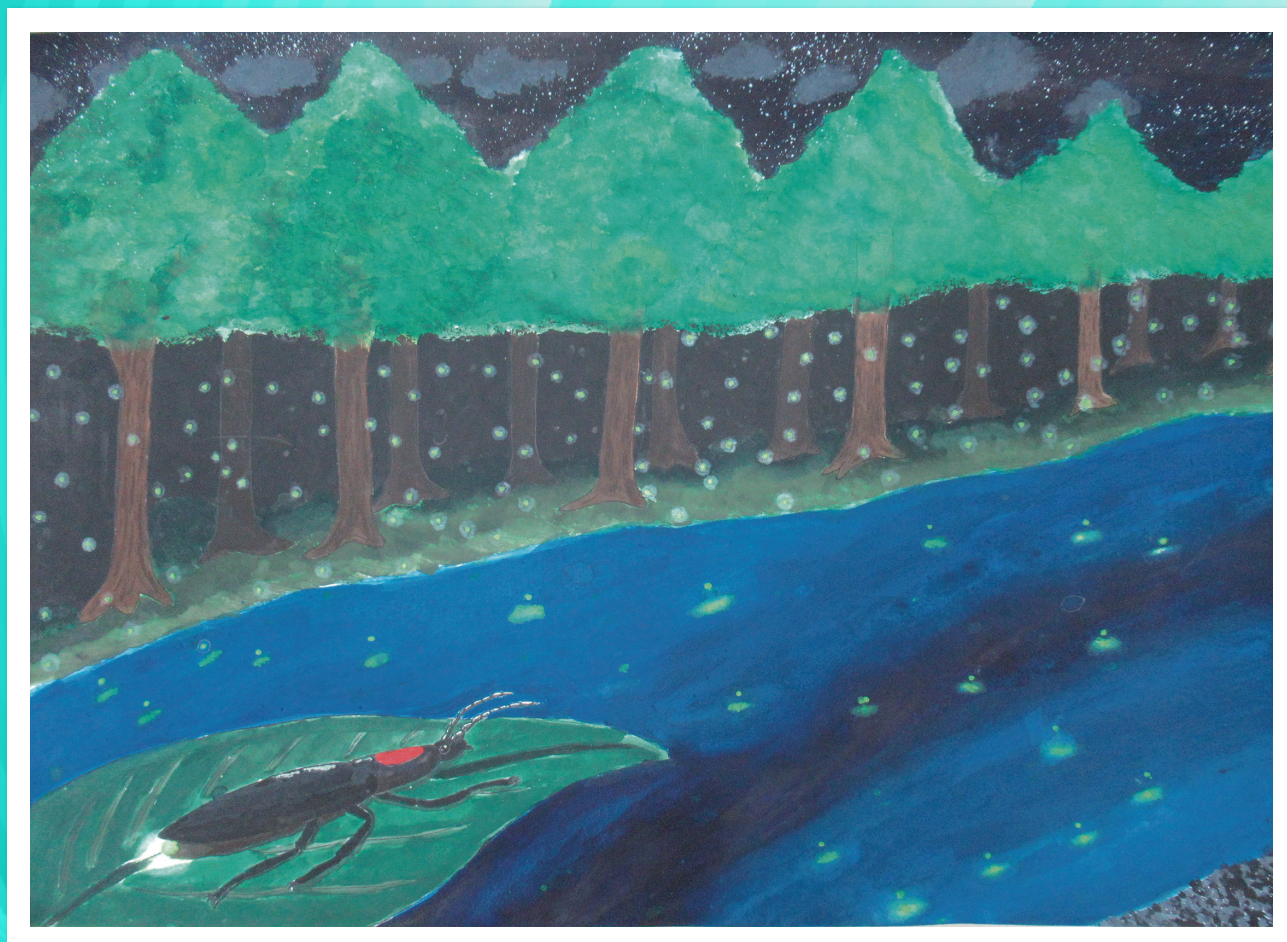


第6章



蛍

民間協力者の活動の促進等のための取組

第1節	持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援	140
第2節	民間協力者（保護司を除く）の活動の促進	146

第1節

持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援

1 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号 64】

1950年（昭和25年）の保護司法（昭和25年法律第204号）制定により、現在の保護司制度の骨格が作られてから、保護司^{※1}は、罪を犯した人や非行のある少年たちの立ち直りを支援する処遇活動を行うとともに、広報啓発や犯罪予防などの地域活動にも積極的に取り組んできた。しかし、近年、保護司の担い手確保が次第に困難となり、高齢化が進んでいることが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、第二次計画においては、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行」を行うこととされ、2023年（令和5年）5月、法務省に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、所要の検討を進め、2024年（令和6年）3月に中間取りまとめを行った（資6-64-1 参照）。

資6-64-1 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（中間取りまとめ概要）

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（中間取りまとめ概要）

1. 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定） ○持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】 法務省は、時代の変化に適切可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討、試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。	5. 今後進めていく施策等 ①推薦・委嘱の手順、年齢条件 ✓公募の取組を試行 ➢保護司の人数のみに頼らず、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、いわゆる公募の取組を保護司会の意向を十分に踏まえつつ試行。 ➢令和6年度中に好事例の共有・ガイドラインの策定。 ✓委嘱時上限年齢を撤廃・退任年齢について引き続き検討 ➢社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、保護司会における年齢層のバランスに留意しつつ、新任委嘱時の上限年齢（原則66歳以下）を撤廃。 ➢退任年齢については、特例再任の取組状況を見極めながら、引き続き検討。 ✓任期の見直し ➢長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるに十分な期間を確保するという観点から、2年の任期を見直し。
2. 論点ごとの課題事項 ①推薦・委嘱の手順、年齢条件 ○保護司法第3条第1項（推薦及び委嘱）、同法第7条（任期） ○公募制の導入 ○委嘱時・再任時上限年齢の取扱い 等 ②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化 ○保護司法第8条の2（職務の遂行） ○処遇活動又は地域活動のみを行う等担当制（保護司活動の限定）の導入 ○事件を担当することへの不安・負担の軽減 ○平日夜間・休日の会合・研修実施や保護観察官対応 等 ③待遇、活動環境 ○保護司法第2条（設置区域及び定数）、同法第11条（費用の支給）、同法第13条（保護司会） ○金費・実費負担の取扱い ○報酬制の導入 ○デジタル化の推進 ○更生保護サポートセンターの在り方 ○保護区・保護司会の在り方 ○社会的認知度の向上・広報の在り方 等 ④保護司の使命 ○保護司法第1条（保護司の使命） ○これからの時代を見据えた保護司の使命とは 等	②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化 ○保護司の職務は処遇活動と地域活動（分担制はしない） ➢保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通じてより良く達せられるもの。どちらか一方のみを担当する分担制はしない。この両方の活動を担い得る適任者を確保しその能力等を向上させていくことが求められている。保護司会とともに、その実情に応じ、多様な現役世代にも配慮し、幅広い年齢層の保護司が携わることができる活動の在り方を模索し見直ししていく必要があり、保護観察所もそれに協力。 ✓保護観察官の積極的関与・組織体制を強化 ➢地区担当官として、担当する地区の更生保護活動について、丸ごと我が事として、粘り強く誠実かつ積極的に取り組む。 ➢保護司活動の構造的な負担軽減を図るため、保護観察所の組織体制を抜本的に見直し強化。 ③待遇、活動環境 ✓報酬制導入の適否について引き続き検討 ➢報酬制の導入については、報酬制にすると保護司活動が労働として捉えられることとなり適当ではないなどの意見がある一方、幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには報酬制の導入に向けた門戸を開きやすさなどがあることを踏まえ、無給（実費負担金の支給）から報酬制に転換した際に生じる保護司・保護司制度に与える影響を十分に考慮して、引き続きその適否について検討。 ✓保護司の「持ち出し」を軽減・保護司活動に対するインセンティブ等の在り方を検討 ➢金銭的ないわゆる「持ち出し」については、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、できる限りその軽減を図る。保護司活動に対するインセンティブや表彰の在り方についても検討。 ✓現役世代が保護司活動を長く継続できるようにするための環境整備 ➢国・地方公共団体・事業者・事業主において、保護司活動に対して理解・配慮し、兼職の許可や職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討。 ➢保護観察官は、保護司の意向を十分に踏まえ、保護司の勤務先を訪問するなどして従業員である保護司の保護司活動に対する理解・協力を求める。事業者・事業主がいわゆるボランティア休暇制度を導入している場合には、保護司活動を当該休暇制度の対象とするよう働き掛ける。
3. スケジュール 令和5年5月27日 第1回 論点と論点ごとの課題について意見交換 6月20日 第2回 保護司・保護司会の視察・ヒアリング 7月27日 第3回 推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命 8月30日 第4回 職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命 9月21日 第5回 待遇、活動環境、保護司の使命 12月21日 第6回 保護司の使命等 令和6年2月21日 第7回 中間取りまとめ案について意見交換 3月28日 第8回 中間取りまとめの確定 4月 第9回 更に議論すべき論点について意見交換 6月 第10回 更新案について意見交換 7月 第11回 報告書案について意見交換 8月 第12回 報告書案の確定 10月 更生保護制度施行75周年記念大会開催（予定）	④保護司の使命 ➢「更生保護法制全体との調和にも配慮した上、保護司の使命の内容がこれからの時代を見据えたものとなるよう見直し」、「多忙とされる現役世代の者であっても、保護司活動のために必要最小限の時間を調整・確保できさえすれば保護司適任者たり得ることを踏まえ、保護司の具備条件の見直し」、「保護司活動と当該地方公共団体の取組は密接に関連していること、保護司からは地方公共団体の更なる協力を求める意見があることを踏まえ、地方公共団体の協力の見直し」等を検討。
4. 構成員（12名） ベテラン・若手の現役保護司5名を含む学識経験者等有識者から構成	

出典：法務省資料による。

※1 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）により5万2,500人を超えないものと定められている。

また、2024年5月、滋賀県大津市の保護司が自宅において殺害され、同保護司が担当していた保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案が生じたことを受けて、法務省においては、保護司の不安等の聴取や活動環境等の調査を実施するとともに、保護司の不安解消・安全確保に関する対策として、担当保護司の複数指名^{※2}の積極的運用、保護観察官による直接指導等の直接関与の強化、自宅以外の面接場所の確保等の取組を実施しており、検討会においても保護司の安全確保について議論が行われた。

2 保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進【施策番号 65】

法務省は、保護司活動に関する事務をオンライン上で実施できる体制の構築を目指し、保護司専用ホームページ“H@（はあと）”の機能拡充を図るとともに、2023年度（令和5年度）には全国の保護司会へのタブレット端末整備を完了させた。

3 保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供【施策番号 66】

法務省は、地域の実情に応じ、保護司活動インターンシップ^{※3}を実施している。その内容は、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動に地域住民等が参加するものであるが、実際に保護司活動を体験することにより、保護司に対する理解が深まり、保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られている。

また、保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、保護観察所と保護司会が共同で、保護司候補者検討協議会^{※4}を開催している。同協議会は、特に保護司が必要な区域において開催され、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握している人物を構成員として選定している。

4 地方公共団体からの支援の確保【施策番号 67】

法務省は、総務省と連携し、地方公共団体に対し、保護司適任者に関する情報提供や職員の推薦、更生保護サポートセンター^{※5}（資 6-67-1 参照）の設置場所や自宅以外で面接できる場所の確保、顕彰等による保護司の社会的認知の向上等といった、保護司活動に対する充実した支援が得られるよう働き掛けている。

更生保護サポートセンターは、地域における更生保護の拠点として、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室を備えている場合が多いところ、地方公共団体との連携により、市役所、福祉センター、公民館等に設置される場合が多く、全国の保護区全てに設置されている。

※2 担当保護司の複数指名

保護観察所においては、保護観察及び生活環境の調整を行うに当たり、保護観察官及び保護司の協働態勢を基本としているところ、保護観察又は生活環境の調整の実施上必要な場合には、複数の保護司で事件を担当する複数担当制を導入している。2023年度（令和5年度）は、保護観察で1,211件（前年度：1,319件）、生活環境の調整で926件（前年度：993件）の複数担当を実施した。

※3 保護司活動インターンシップ

地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的として、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する方々に保護司活動を体験する機会を提供するもの。

※4 保護司候補者検討協議会

保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置するもの。保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

※5 更生保護サポートセンター

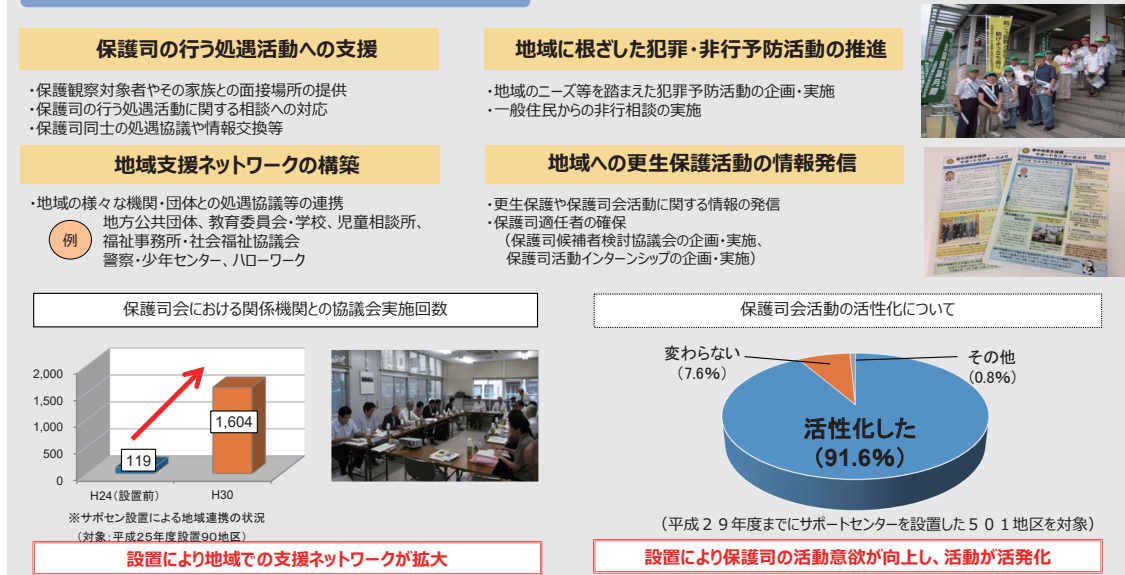
保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。

資 6-67-1 更生保護サポートセンターの概要

更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

- 保護司・保護司会の地域における活動拠点
- 全国の保護司会に整備
- 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐
- 地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の行う処遇活動に対する支援を実施

更生保護サポートセンターの機能・効果



出典：法務省資料による。

5 国内外への広報・啓発【施策番号 68】

法務省は、幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れるため、保護司セミナー^{※6}による地域の関係機関等への広報、若年層にも訴求する多様な手法による広報を展開している。

また、7月を強調月間として実施する“社会を明るくする運動”（【施策番号 95】参照）において、保護司活動に関する広報を行うなどし、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるとともに、地域の更生保護を担う保護司の社会的認知の向上を図っている。

2024年（令和6年）4月にオランダで開催された第6回世界保護観察会議のプログラムの一つである「第2回世界保護司会議」において、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択されたことを踏まえ、保護司を始めとする更生保護の分野で活躍する地域ボランティアの認知度向上を図るため、国際会議における発表、広報動画^{※7}の配信等の様々な方法によって、更生保護ボランティアの意義を継続的に発信している。

※6 保護司セミナー

保護司が地域の関係機関・団体、民間企業等に対し保護司活動等について紹介することにより、保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司適任者を確保する間口の拡大及びそれら団体等の保護司活動への協力を促すことを目的としているもの。都道府県保護司連合会により開催されている。

※7 更生保護ボランティア広報動画

日本語版 <https://www.youtube.com/watch?v=CrKN00E4K4g>

英語版 https://www.youtube.com/watch?v=1UPhw2Q_EKw



COLUMN 6-1

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書について

法務省保護局

2023年(令和5年)3月17日に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」において、「法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働体制の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。」こととされたことを受け、法務省では、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会^{*}」(以下「検討会」という。2023年5月17日法務大臣決定)を同月から14回にわたり開催した。

2024年(令和6年)10月3日に開催された第14回検討会において報告書が取りまとめられ、法務大臣に提出された。報告書には、今後講じていく施策等として78の取組が盛り込まれている。その概要は以下のとおりである。

(1) 公募の取組の施行

保護司の適任者確保については、保護司の人脈により、退任が予定された保護司の後任となる保護司候補者を発掘することが慣例化していたが、保護司の人脈のみに頼らず、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、いわゆる公募の取組を保護司会の意向を十分に踏まえつつ試行すること。

(2) 任期の見直し

保護司に委嘱後、処遇活動や地域活動を理解・経験し、より長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保する観点から、2年とされている任期の見直しを検討すること。

(3) 保護観察官との協働態勢の強化

保護観察官は、担当する地区の更生保護活動を「丸ごと我が事」ととらえ、粘り強く誠実かつ積極的に取り組むこと。また、保護観察官と保護司の適切な協働態勢を構築するため、保護観察官の育成を一層推進するとともに、各保護区の業務を複数の保護観察官が相互に協議・情報共有しつつ担当するユニット制の導入を進めるなど、保護観察所の組織体制を抜本的に見直し強化すること。

(4) 報酬制について

保護司活動は、労働の対価としての給与の支給を受けずに行われている崇高な社会貢献の取組である。保護司の無償性は、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があることから、報酬制はなじまないこと。

(5) 保護司実費弁償金の充実

幅広い年齢層の保護司が、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、無理なく保護司活動を継続できるよう保護司実費弁償金を充実すること。

(6) 現役世代が保護司活動を長く継続できるようにするための環境整備

国、地方公共団体、事業者等において、保護司活動に関し、兼職の許可や職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的に取り扱うことなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みを検討すること。

(7) 保護司の安全確保

定期的な保護観察事件の点検、保護司の不安等の適時的確な把握、保護司が相談しやすい関係性の構築、保護司複数指名制の活用、保護観察官による直接関与などの取組を強化すること。また、保護司の家族の不安や負担を軽減できるよう、必要な支援を充実すること。

上記に加え、保護司の新任委嘱時上限年齢(原則66歳以下)の撤廃や、保護司法制・更生保護法の見直しの検討、国際的な情報発信の推進、保護司と保護観察対象者等との面接場所・面接方法の選択肢の拡充などが盛り込まれている。

より詳細な情報については、法務省ホームページを参照されたい。

^{*} 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会
検討会の議事録等は法務省ホームページで公表している。
<https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/jizokuhogo05.html>



COLUMN 6-2

再犯防止を支える民間協力者の方々 保護司

飯塚保護区保護司会 会長 大塚修一

1 保護司として活動するまでの経緯について教えてください。

①保護司として活動するまで、どのような仕事（生活）をされていましたか

30年以上保護司活動に従事していますが、保護司に委嘱される前はサラリーマンをしており、親が亡くなったことをきっかけに地元に戻り不動産屋を立ち上げることになりました。現在も保護司活動と仕事を両立しつつ活動しています。

②どのような経緯、きっかけで保護司の存在を知りましたか

地元の同級生が既に保護司をしており、是非一緒にやろうと誘われて保護司活動に従事することになりました。保護司になったばかりの頃、研修に参加すれば自分の親のような方々ばかりで大変緊張したことを覚えています。

③実際に活動するに当たり不安を感じることはありましたか

不安を感じることはあまりなかったですが、保護観察対象者が面接時間になっても来ない時に不安を感じることはあります。時間になっても面接に来ない時は、こちらから保護観察対象者の家に向向いて待つこともありました。

2 保護司の活動内容について教えてください。

スケールの大きい話になりますが、市民の平和・幸福を守ることが保護司の活動だと思っています。保護司として保護観察対象者の相談に乗り、援助することや、広報啓発活動をする 것도大切ですが、近年は子どもたちの見守り活動にも力を入れています。

少子化により地元の子どもたちが少なくなっており、通学に不安を感じているのではないかと考え、5年ほど前から見守り活動を始めました。子どもたちが安心して楽しんで通学できるよう、挨拶に加え、「最初は、グー、じゃんけん、ぽん!」と声をかけて子どもたちとじゃんけんをしています。活動当初は子どもたちも緊張した面持ちでしたが、今では子どもたちの方からじゃんけんをしてくれるようになりました。子どもたちが笑顔で元気に通学している様子を見ると、こちらとてもうれしくなります。



3 保護司の活動のやりがいを教えてください。

対象者等に感謝されたとき、保護司としてのやりがいを感ずります。

対象者と関わる中で、裏切られることも多々ありましたが、真剣に向き合うことで更生を果たす人もいました。保護観察が終了するまで毎日対象者の家に出向いて話をし、説得することもありました。更生が困難だと感じた対象者に対しても誠心誠意向き合うことで、現在に至るまで真面目に仕事をし、社長になった人もいます。

保護観察が終わった後、今でも交流が続いている人もいて、その元対象者の誕生日には家を訪れ、留守であったとしてもバースデーケーキを渡しています。保護観察を受ける人は家族や社会とのつながりが希薄な場合が多いため、寂しい思いをさせたくないと感じています。保護司として活動する中で困難なことが生じることもありますが、対象者から感謝されたとき、保護司をしていて良かったなと感じます。

4 保護司活動をする上で御家族の理解をどのように得ましたか。

最初は、家族も対象者を家に入れることに不安を感じていたため、敷地内の事務所で面接するようになりました。家庭的な環境に不慣れな対象者もいるため、事務所を面接場所とすることで、対象者も緊張せずに面接できているのではないかと思います。

家の中で面接をすると、何も知らない家族としては怖いと感じることは当然だと思いますが、家族も徐々に保護司活動を理解してくれ、妻が対象者にお茶を出してくれるようになりました。



第2節

民間協力者（保護司を除く）の活動の促進

1 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

(1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号 69】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号 44、58、75】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

(2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号 70】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性を生かして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。また、都道府県等に置かれた更生保護協会等の地域連携・助成事業者（2024年（令和6年）4月現在、全国で67事業者）は、保護司等の更生保護ボランティアの円滑な活動を支えるための助成、研修等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動等を行っており、保護観察所は、これらの活動の促進を図っている。

さらに、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各地で三団体合同の研修を実施し、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義やグループワーク等を行っている。

加えて、保護司に関し、法務省ではその担い手の減少傾向と高齢化に歯止めを掛けるため、保護司の活動支援及び担い手の確保の取組を進めている（【施策番号 64～67】参照）。

BBS会については、2023年（令和5年）5月に、運動の理念や活動の指針を示す「BBS運動基本原則」が約20年ぶりに改定された。これにより、活動範囲及び活動対象が「非行少年等の自立支援」から「生きづらさを抱えた子ども・若者への寄り添い」に拡大され、「ともだち活動」の定義が変更されるなど、より時代に即した幅広い活動を行うことができるようになった。

更生保護女性会については、組織の独立性を担保し、活動の幅を広げていくため、全国組織である日本更生保護女性連盟を2023年3月に一般社団法人化した。

なお、一部の保護観察所においては、更生保護ボランティアを始めとする地域の民間協力者等の活動を支援することなどを事業内容とする「更生保護地域連携拠点事業」（【施策番号 84】参照）を2022年（令和4年）10月から実施している。

2 民間協力者との連携強化

(1) 地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等【施策番号 71】

法務省では、刑事施設や少年院、保護観察所において、ダルク^{※8}や自助グループ^{※9}を始めとする

※8 ダルク（DARC）

Drug Addiction Rehabilitation Center の略称。薬物依存症者の回復を支援する民間のリハビリ施設。

※9 自助グループ

同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。具体的には、薬物依存症者の回復を支援するNA（Narcotics Anonymous）、アルコール依存者の回復を支援するAA（Alcoholics Anonymous）、ギャンブル等依存者等の回復を支援するGA（Gamblers Anonymous）などがある。

民間団体や関係機関、地域社会等と連携し、処遇等を行っている。

また、法務省及び厚生労働省は、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(【施策番号 38】参照)を策定し、保護観察付一部執行猶予者等の薬物依存者を支援対象として、都道府県や医療機関等を含めた関係機関や民間支援団体と緊密に連携し、その機能や役割に応じた支援を効果的に実施している。

矯正施設においては、受刑者や少年院在院者等に対し、篤志面接委員^{※10}や教誨師^{※11}等、多くの民間協力者(【コラム 7】参照)の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

2023 年(令和 5 年)は、篤志面接委員が 1 万 2,570 件(前年:9,109 件)の面接・指導を、教誨師が 1 万 2,959 件(前年:8,969 件)の教誨を実施した。

保護観察所においては、更生保護に関する地域援助(【施策番号 83】参照)により、地域の実情に応じ、支援対象者が地域において必要な支援を円滑かつ継続的に受けるために関係機関等との連携体制の構築を進めている。

(2) 弁護士・弁護士会との連携強化【施策番号 72】

法務省は、国及び都道府県の取組として、2023 年度(令和 5 年度)から「地域再犯防止推進事業」(【施策番号 78】参照)を開始しており、一部の都道府県では、犯罪をした者等に対する直接支援に関する業務を弁護士会に委託し、いわゆる寄り添い弁護士制度を活用した取組を実施している。具体的には、弁護士が犯罪をした者等に対する面会等を通して、債務整理や生活再建等に関する相談に応じること、居住手続や就労窓口、医療・福祉関係機関への引継ぎといった各種支援を行うなどにより、円滑な社会復帰や再犯防止を図ろうとする取組である。

また、矯正施設においても、弁護士会と連携した社会復帰支援の取組として、2019 年(平成 31 年)4 月以降、一部の矯正管区と弁護士会において寄り添い弁護士制度に関する申合せを締結し、対象の矯正施設において弁護士による支援を希望した被収容者に対し、担当弁護士による社会復帰に向けた生活環境調整等の支援を実施している。

検察庁においても、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

(3) 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号 73】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供している。

保護観察所では、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

また、BBS 会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼する場合に、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

※10 篤志面接委員

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、2023 年(令和 5 年)12 月現在の篤志面接委員は 1,273 人(前年:1,385 人)である。

※11 教誨師

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、2023 年(令和 5 年)12 月現在の教誨師は 1,900 人(前年:1,933 人)である。

3 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進【施策番号 74】

法務省は、少年院に在院している少年の再犯・再非行の防止を実現することを目的として、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの間、成果連動型民間委託契約方式（PFS）^{※12}の一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）^{※13}を活用し、少年院に在院している少年のうち、意欲のある者に対し、学習支援を行う事業（資6-74-1 参照）を実施した。なお、2023年（令和5年）6月には、地方公共団体に対してPFS等を活用した再犯防止の取組の実施に向けた支援を行うことを目的に、同事業等を素材としてPFS等による事業の導入・実施のプロセスを解説した「再犯防止分野におけるPFS／SIBの手引き～法務省におけるPFS／SIB事業の実施プロセス等解説～」^{※14}を公表した。2024年度（令和6年度）以降は、本事業の取組状況や成果を検証するとともに、今後の課題を整理することとしている。

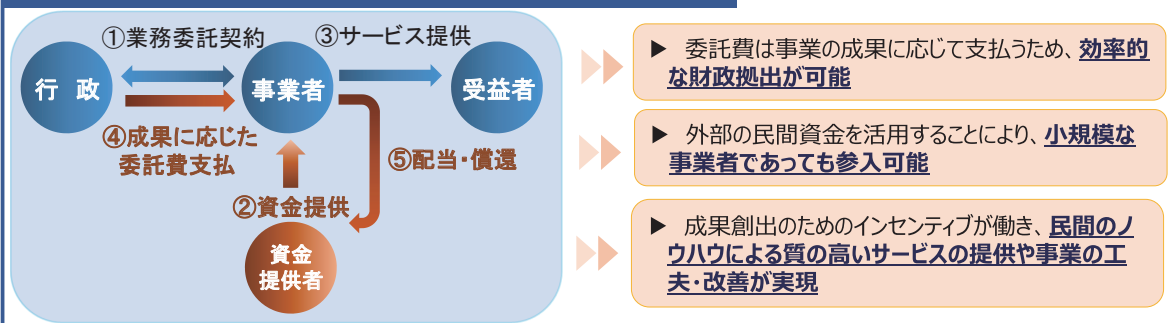
資6-74-1 SIBによる非行少年への学習支援事業

再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）事業について

ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは

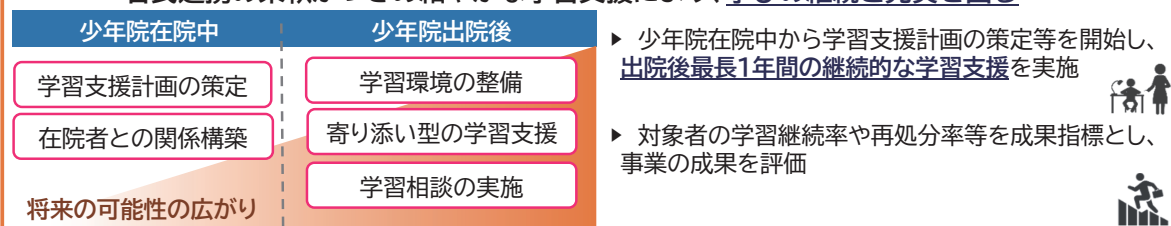
あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる成果連動型民間委託契約方式（PFS）の一類型であり、**外部の民間資金を活用**した官民連携による社会課題解決の仕組み

ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）のスキームとメリット



再犯防止分野におけるSIB事業（非行少年への学習支援（令和3年度から））

官民連携の柔軟かつきめ細やかな学習支援により、**学びの継続と充実を図る**



出典：法務省資料による。

※12 成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success、PFS）
地方公共団体や国が、民間事業者に事業を委託し、事業の内容について民間事業者に一定の裁量を認めるとともに、事業の成果を評価した上で、その成果に連動して委託費の支払を行うもの。

※13 ソーシャル・インパクト・ボンド（Social Impact Bond、SIB）
PFSの一類型であり、民間事業者が金融機関等の資金提供者から当該事業等に係る資金調達を行い、民間事業者から資金提供者への償還等も成果に連動した地方公共団体等からの支払額に応じて行うもの。

※14 再犯防止分野におけるPFS／SIBの手引き～法務省におけるPFS／SIB事業の実施プロセス等解説～
<https://www.moj.go.jp/content/001397136.pdf>



また、法務省は、クラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行い、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用、また、更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図ることを目的とした実践マニュアル（[資6-74-2](#) 参照）に加え、BBS会の各種研修用教材として、クラウドファンディングの実践方法を紹介する動画を作成し、更生保護女性会やBBS会を始めとする更生保護関係団体による犯罪予防・再犯防止活動等の継続を支援している。

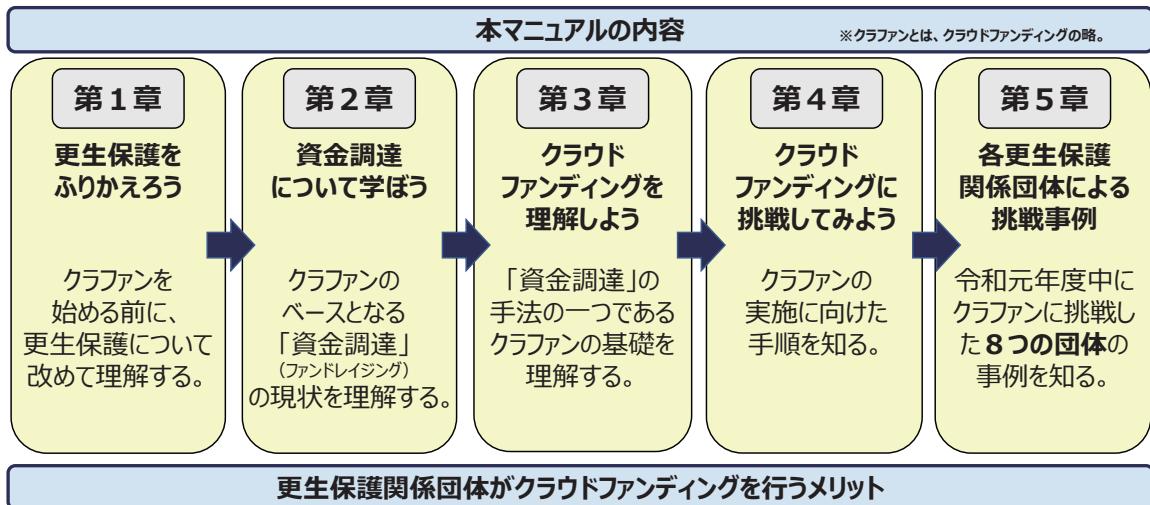
内閣府は、2021年（令和3年）2月に、SIBを含むPFS事業を実施しようとする国又は地方公共団体等が当該事業を円滑に実施できるよう、PFS事業の実施に関する一連の手続の概説等を示した「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通的ガイドライン」^{※15}を作成、公表し、2024年（令和6年）2月に改訂した。また、2021年度からSIBを含むPFS事業を実施する地方公共団体を対象とする「成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業」（[資6-74-3](#)）を開始し、PFS事業における委託費のうち、成果連動支払部分等について複数年にわたる補助を行うとともに、評価の専門機関が当該事業の成果評価について支援を行っている。

資6-74-2 更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要

更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアル

- 更生保護関係団体（保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設、更生保護協会）がクラウドファンディングを行うために必要なノウハウを分かりやすく掲載したもの。

※クラウドファンディングとは、インターネットを活用し多くの人々に協力を呼びかけ、活動資金を募ることを言う。



更生保護関係団体がクラウドファンディングを行うメリット

- 資金の問題から、これまでやりたくてもできなかった活動を実施することができる。
- クラウドファンディングを通じて、これまで更生保護に関わりのなかった人たちに活動を知ってもらうことに繋がる。
- 活動の趣旨に共感する人たちが、**会員や支援者として仲間に加わってくれる。**

クラウドファンディングを通じて、
更生保護の「輪」を広げよう！



出典：法務省資料による。

※15 成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通的ガイドライン（令和6年2月改訂）
https://www8.cao.go.jp/pfs/r6_guidelines.pdf



資 6-74-3 P F S 推進交付金の概要

PFS推進交付金(国庫債務負担行為(5年) 1.65億円)

- P F S 事業を実施する地方公共団体に対する複数年の交付金
- 成果評価について、評価の専門機関による支援（内閣府がコンサルを派遣）

補助率・補助限度額等

【成果連動部分】

・補助率：2分の1・・・上限額：4,000万円（但し先導案件の場合、3分の2／上限額5,000万円）

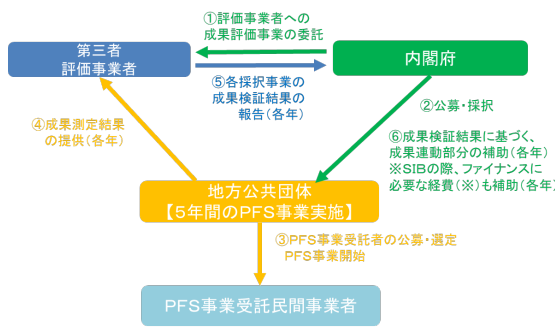
【中間支援事業者の活用費用部分（先導案件のみ）】

・補助率：10分の10・・・上限額1,000万円または総事業費の1割の低い方

【ファイナンス部分（SIBのみ）】

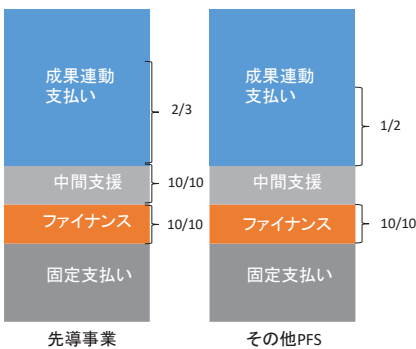
・補助率：10分の10・・・上限額：500万円

【交付スキーム】



※資金提供者による資金を会計分離するために、信託口座等を活用する際に必要な経費

【補助対象】



出典：内閣府資料による。

4 民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実

(1) 民間協力者の活動に関する広報の充実【施策番号 75】

警察は、2024 年（令和 6 年）4 月現在、少年警察ボランティアとして、少年補導員約 4 万 6,000 人、少年警察補助員約 220 人及び少年指導委員約 5,600 人を委嘱しているほか、2024 年 3 月現在、大学生ボランティア約 7,700 人が全国で活動している。これらのボランティアの活動への理解や協力を促進するため、啓発資材の作成・配布、警察のウェブサイト^{※16}等を通じて、ボランティア活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号 95】参照）の広報・啓発行事や、エックス（旧ツイッター）等の SNS^{※17}を通じて更生保護ボランティアの活動を紹介したり、啓発資材を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

また、法務省は、保護司の適任者確保や保護司活動への協力の促進を図るため、保護司が地域の関係機関・団体、民間企業等に対し、保護司活動等について紹介する保護司セミナーに取り組んでいる。

※ 16 警察庁ウェブサイト「少年非行防止対策」
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/index.html>



※ 17 更生保護ボランティアの活動を紹介する SNS
法務省エックス（旧ツイッター） https://x.com/MOJ_HOUMU
法務省保護局エックス（旧ツイッター） https://x.com/MOJ_HOGO
法務省保護局インスタグラム https://www.instagram.com/moj_kouseihogo/



(2) 民間協力者に対する表彰【施策番号 76】

内閣官房及び法務省は、2018年度（平成30年度）から、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、再犯の防止等に関する活動の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を表彰している。2023年度（令和5年度）は、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった合計8の個人及び団体を表彰した※¹⁸（資6-76-1参照）。

資6-76-1 令和5年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者・受賞団体と活動概要

受賞者・受賞団体	活動概要
大野 正博 (大学教授)	- 岐阜県再犯防止推進計画策定委員長、保護司、篤志面接委員など多様な分野で県の再犯防止を推進 - 自身が教授を務める朝日大学の学域 BBS 会をコーディネートし、こども食堂を開設するなど、県内の少年の健全育成にも貢献
関口 充 (会社役員)	- 少年補導員として、長きにわたって不良少年を指導するなど、少年の非行防止・健全育成活動に従事 - 少年指導委員、警察署防犯協会の活動にも従事するなど、青少年の健全育成活動のリーダーとして尽力
香川大学さぬき再犯防止プロジェクト PROS (Prevent Re-Offense Sanuki) (香川県高松市)	- 香川大学の学生団体。高齢又は障害のある元受刑者と交流する「茶話会」を開催し、居場所と出番を創出 - 大学祭で刑務作業品の展示会を開催するなど、積極的に再犯防止を周知啓発
社会福祉法人白鳩会 (鹿児島県肝属郡南大隅町)	- 障害者が農業分野で活躍し、社会参加を実現する「農福連携」事業のパイオニア - 障害のある刑務所出所者等も積極的に受け入れており、農福連携事業者の中でも刑務所出所者等の雇用の点で顕著な実績
社会福祉法人聖隷福祉事業団 浜松市生活自立相談支援センター つながり (静岡県浜松市)	「入口支援」の対象者に、生活困窮者自立支援事業の一環で各種支援を実施 - 事業の対象とならない者でも、検察庁の依頼があれば、生活相談等や支援機関まで付き添う同伴支援を行うなど、入口支援対象者の社会復帰に貢献
鳥取地区 BBS 会 (鳥取県鳥取市)	- 非行少年への学習支援、長期休み中の児童への学習サポートなど、地域のこどもの学習能力向上に貢献 - コロナ禍で生活に困窮した学生のため、食材や生活必需品を募り、大学や専門学校で配布するなど、若者支援にも尽力
認定特定非営利活動法人育て上げ ネット (東京都立川市)	- 少年院で学習支援、IT 講習、キャリア講習等を実施 - 少年院出院後も、生活相談に応じ、就労支援や食料・生活用品等の給付を行うなど、非行少年の社会復帰に大きく貢献
福井社会復帰支援ネットワーク協議会 (福井県福井市)	- 協議会主導で、保護司会、福井県、社会福祉協議会等の構成団体との個別ケースのケア会議等を開催 - 協議会事務局が満期釈放者等から直接相談を受けるなど、総合的な相談窓口としても機能

※ 個人、団体の順に 50 音順。敬称略。

※ 18 令和5年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者及び功績概要
<https://www.moj.go.jp/content/001403526.pdf>



COLUMN 7-1

再犯防止を支える民間協力者の方々 篤志面接委員

麓刑務所 郡嶋かおる

1 篤志面接委員として活動するまでの経緯について教えてください。

知的障害者更生施設勤務から社会人人生をスタートさせた後、20年以上にわたり知的障害児通園施設（現・福祉型児童発達支援センター）で児童指導員として、勤務しました。その後は専門学校教員を経て、福祉系の大学の教員となりました。このように、矯正とは全く無縁の環境の中で過ごしていました。

そのような中、ある専門学校で出会いをいただいた先生から、「とくめんにならないか？」と声を掛けられ、「とくめん？何ですか？スペシャルな面接員ですか？」と返したのがきっかけとなり、「篤志面接委員」のことを初めて知り、信頼する先生からのお誘いということもあって、お引き受けし、今日に至っています。

2 篤志面接委員の活動内容について教えてください。

満期釈放前指導と希望による個人面接を行っています。被収容者の年齢層は、30歳代から高齢者まで幅広く、それぞれに家庭があります。そのような彼女たちに、できるだけ出所後の未来の青写真を描けるように、趣味を始めとして、挑戦してみたいことなどについて話すことで、これからの人生に希望を持って過ごしてもらえるように心掛けています。

3 篤志面接委員の活動のやりがいを教えてください。

被収容者と話していると、自己肯定感が非常に低い人が多いことを強く感じます。褒めてもらう経験や成功体験が希薄だったことが容易に想像できます。中には自分の生い立ちや、どうして刑務所に入るようになったのか、ポツリポツリと話してくれる人もいます。

彼女たちから教えられたことは、罪を犯しているけれども、それと同時に、被害者の側面を持っている人が多いことです。面接の時間だけでも、彼女たちがほっと心穏やかに過ごせること、自分の心を少しでも開放できることを願っています。

彼女たちの笑顔や涙を見るとき、そして、他者には話すことをちゅうちょするような内容を話してくれるとき、受け入れてもらったと喜びを感じるとともに、篤志面接委員になって良かったと痛感しています。

4 印象に残っている体験談を教えてください。

篤志面接委員になった当初の釈放前指導での面接で、親が突然いなくなったこと、成人してから結婚した男性が覚醒剤の密売人だったことで、自らも犯罪行為に関係し、人生のほとんどの時間を刑務所で過ごしていると語った被収容者がいました。

しかし、面接をしていると、女性であることの生きづらさや困難さを抱えていることには、共感できる部分がありました。人は「変わることができる存在」であるということを信念として、「諦めない、投げ出さない、折れない心」を基本姿勢として活動をしていきたいと考えています。



COLUMN 7-2

再犯防止を支える民間協力者の方々 教誨師

帯広刑務所 小澤眞了

1 教誨師として活動するまでの経緯について教えてください。

1981年（昭和56年）10月から保護司を拝命していたところ、保護司の仲間の中に教誨師の先生がおられ、帯広少年院（2022年（令和4年）4月1日閉庁）で教誨をしてもらえないかとのお話があり、不安を持ちながらも1992年（平成4年）にお引き受けいたしました。

教誨師としての最初の教誨活動が同院であり、教誨師としての活動の第一歩は「お盆法要」での在院者に対する宗教行事でした。研修を受けることなく「ぶっつけ本番」で当日を迎えました。緊張しながら、ただ僧侶が執り行う読経と法話の延長のような時間が流れ、訳が分からないまま終えてしまい、全く教誨にならなかったと自信をなくしてしまったことを覚えております。しかし、その後諸先輩からいろいろと御指導いただき、前向きに研鑽しつつ被収容者と共に歩みたいと思うようになりました。

2 教誨師の活動内容について教えてください。

被収容者に対する教誨では、どうしてこの人が罪人に、と思うことがよくあるのですが、被害者に対する反省の念を素直な心で語っていると感じられるときなどは、私は聞き役に徹しています。そうすることで、その方の気持ちが手に取るように伝わってきます。何より、人間としての尊厳を大切にするようにしています。また、個人教誨のときは、心を許して話をされる方が多く、私自身も身の引き締まる思いで臨んでいます。

十勝帯広は、明治期に当時の被収容者によって開拓された経緯があるのですが、開拓に従事しつつ亡くなられた方々がおられ、この方々の追弔法要を企画したこともあります。その際には、引受人がなく、亡くなくても誰からも手を合わせてもらえないという方々もいるということを、帯広市民に呼び掛けるような活動を行いました。

3 教誨師の活動のやりがいを教えてください。

ある時、街中で偶然に、かつて私の教誨を受けていた方がお孫さんと思われる方の手を引いて歩いている時に擦れ違ったことがありました。お互い軽い会釈をしてそのまま通り過ぎましたが、私のことを覚えていただけたのだとうれしさを感じました。その方は、教誨を始めた頃は私をにらむようにしておられましたが、1年経つと、優しい目でよくうなずきながら話を聞いてくれるようになっていました。そんな日々があった後の偶然のすれ違い、更には笑顔で歩いている姿をお見掛けすることができ、感激しました。

教誨をしている時は、聞いてもらえているかどうか分からないと思うこともありますが、心に響いて届いている方もいるのだと思う時、活動を続けて良かったと自分に納得します。また、心のケアになったかなと感じられる時や、被収容者の社会復帰した姿を見ると、やりがいを感じ、心が一杯になります。

4 印象に残っている体験談を教えてください。

刑務所の運動会に出席して感じたことがあります。運動会では、それぞれの班に分かれて種目に取り組むのですが、全ての方が全力疾走で、また、応援も全力で、老いも若きも一生懸命に運動・応援する姿を見ることができました。班を分けても隔てなく楽しんでいる姿、真剣な姿、刑務官やその他の職員の方々と一緒にいる場面など、素晴らしい風景が印象深く記憶に残っています。家庭や学校で見られるような、家族や同級生と同じような輝いた彼らの姿に、感謝・感激・感動がありました。



COLUMN 7-3

再犯防止を支える民間協力者の方々 外部講師（少年院特別指導）

特定非営利活動法人 芸術家と子どもたち 久保田菜々子

1 少年院において活動するまでの経緯について教えてください。

私たち「芸術家と子どもたち」は、「すべての子どもたちに、アートとの幸福な出会いを」という理念の下、主に東京都内の公立小中学校や児童福祉施設等に、プロの現代アーティストを連れて行き、子ども参加型のワークショップを実施しています。私は、コーディネーターとして、どんな活動にしたいか施設職員の希望を確認するとともに、ダンスや音楽、美術、演劇等、多彩なジャンルのアーティストと子どもたちとの幸福な出会いが実現できるよう、事前準備から当日までの橋渡し役を務めています。活動が続ける中、私たちの活動は、社会に生きづらさを感じている子どもたちにとって、その後の人生を生きていく力になるのではという思いを持ち、少年院での活動を始めました。

2 活動内容について教えてください。

少年院での活動は、2022年度（令和4年度）、東日本少年矯正医療・教育センター（東京都）での、医療措置課程の女子少年と共に身体表現のワークショップからスタートしました。自分の身体をマッサージするところから始め、少しずつオリジナルの創作活動にも挑戦しながら、最終日には少年院の職員の方に向けたミニ発表会も実施しました。翌年度から活動をスタートした宮川医療少年院（三重県）では、支援教育課程の中学生の男子少年と一緒に、真っ白なシーツテントを様々な素材や画材で彩り、自分の空間を作る美術ワークショップを行いました。それぞれの活動の様子は Web 記事でも紹介しているので、是非ご覧ください。

★東日本少年矯正医療・教育センター

https://www.children-art.net/post_column/post_column-9492/

★宮川医療少年院

<https://www.children-art.net/staffblog/archives/3897>

3 活動のやりがいを教えてください。

初めての出会いの時には、子どもたちも（大人たちも）緊張していて、表情や空気が硬いのですが、ワークショップが進むにつれて、少しずつ身体も心もほぐれていき、動きや作品にその子ならではの遊び心が見えてきたりします。そんな瞬間をアーティストが逃さず、声を掛けていくことで、その場全体が柔らかい空気に包まれ、子どもも大人も自然と優しい表情になっていく…そんな場面に立ち合えた時に、この活動をしていて良かったと心から感じます。施設の特性上、少年院には様々なルールや制約がありますが、その中でも、外部から私たちが来ることによって、子どもたち一人ひとりの心に残る、特別な瞬間を作ることができていたらうれしいです。

4 印象に残っている体験談を教えてください。

「（決まったエリア内を自由に歩くワークショップ中）すれ違う他の人たちや先生たちも笑っていて、すごい胸がぽかぽかしました。なんか、「独りじゃないんだ」って思えて、本当に、一生の宝物です。」これは、参加した少年から受け取った感想です。アーティストとの出会いは、少年院にいる子どもたちにとって、どんな意味があるのか。それは、できないことができるようになったり、すぐ目に見えるような成果や効果があったりするものではないかもしれませんが、「アーティスト」という、子どもたちの表現を引き出し、応答し、人と人とのふれあいの場を紡ぐプロの方々と過ごす時間によって、子どもたちの心に灯る光があると信じて、これからも活動を続けていきたいです。



COLUMN 7-4

再犯防止を支える民間協力者の方々 更生保護女性会

伊豆中央地区更生保護女性会 井邑玲子

1 更生保護女性会員として活動するまでの経緯について教えてください。

私は家事と農作業の傍ら視聴覚障害者のための点字翻訳や音訳のボランティアをしていました。2014年（平成26年）に菩提寺の先輩役員から更生保護女性会の活動に誘われて入会いたしました。「更生保護」という言葉はそのときに初めて聞き、最初に参加したりハビリ施設での夏祭りのお手伝いで、更生保護女性会員の皆さんの取組や関わり方を見て、自分にもできることで更生保護の活動に協力したいと思いました。

楽しみながら活動をしている会員の皆さんの姿を見て、これからも、その輪の中に加わっていきたいと思っています。

2 更生保護女性会の活動内容について教えてください。

地区全体での活動としては、更生保護施設「少年の家」での食事作り・清掃活動があり、また、七つある支部独自の活動としては、子育て支援センター「すみれ広場」で未就園児の母子と交流したり、地域内の福祉施設・介護施設を訪問し、タオルや雑巾を寄贈したりしています。また、保護司と連携を図りながら、“社会を明るくする運動”だけではなく刑務所・警察署見学を行ったり、小中学校での交流会・講演会・あいさつ運動・登下校見守り・ミニ集会・懇談会・福祉イベントを警察署・民生委員・教育委員会・学校関係者・日赤奉仕団と協働して行ったりしています。

3 更生保護女性会のやりがいを教えてください。

保護司会と協働して毎年交流会等を開催しているところ、中学校で弁護士の講演会を開催したことがありました。その時に、事件の容疑者として逮捕され新聞に載ってしまい、無実であったのに訂正の報道がされなかったため、その後社会で生きづらくなってしまった人の話を聴きました。長い講演時間でしたが、中学生たちが真剣に内容を受け止めている様子が印象に残っており、講演会を開催して良かったと思いました。

更生保護女性会の活動の中で初めて知ることや、思いもかけない出会いをいくたびか経験させてもらっています。七つの支部間の情報交換も密で、協力しながらできることを探し話し合うのも楽しい時間です。

4 力を入れて取り組んでいる活動について教えてください。

年2回25名程で市の公用マイクロバスや民間バスを借りて2時間かけて更生保護施設「少年の家」を訪問し、食事作りや屋内外の掃除等を行っています。明るい雰囲気のある館内では在所者と挨拶したり、備品の場所を教えてもらったり、草取りなど一緒に作業をし、時間が経つにつれ少しずつ会話も増え、笑顔をお土産に温かい気持ちで帰路につきます。十数年続けている「すみれ広場」での子育て支援や近隣の施設との交流は地域に根ざした活動として続けていきます。ここ数年、保護司会との協力活動も増え、うれしく思っています。



更生保護施設「少年の家」

COLUMN 7-5

再犯防止を支える民間協力者の方々 BBS会

左京区BBS会 出口花

1 BBS会員として活動するまでの経緯について教えてください。

私は大学1年生の終わり頃にBBS会に入会しましたが、それまではごく普通の学生生活を送っており、特に更生保護に関わる知識も経験ありませんでした。大学では教育学部に所属していたため、子どもに関わる活動に興味は持っていましたが、BBS会の存在すらも知らない状態でした。もともと子どもが大好きで、何か子どもと触れ合えるサークルを探していましたが、大学入学と同時に新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、まともに活動できているサークルはほとんどありませんでした。そのような状況の中、大学サークル一覧でBBS会は活動を継続していることを知り、学部の先輩も所属していたこともあって入会してみることにしたのがきっかけです。

2 BBSの活動内容について教えてください。

左京区BBS会では、家庭裁判所や少年院、児童自立支援施設などの関連機関と連携させていただき、子どもたちの支援に関わっています。具体的には勉強を教えたり、一緒にスポーツをしたり、楽しく会話したりといった内容です。また、地域の小中学校に伺ったり、行事に参加したりすることもあります。会員の多くが大学生であることを生かし、子どもたちと同じ目線で共に成長しながら活動しているのが特徴です。そのため会員同士の交流会や研修会など、会員が勉強できる場も定期的に設けています。

3 BBSの活動のやりがいを教えてください。

子どもたちと継続的に関わることで、心を開いてくれたり楽しそうに話しかけてくれたりしたときには非常にやりがいを感じます。今まで硬い表情だった子が笑顔で話してくれたり、帰り際に「また来てください!」と言ってくれたり、日常の些細なことがとても印象に残り、うれしく感じます。また、学習支援をした子から受験合格の報告を受けるのも本当にうれしい瞬間の一つです。私たちBBS会員は専門家でもなければ経験も少なく、子どもたちに与えられる影響はほんのわずかなものです。それでも私たちと会っている間、彼ら・彼女らが子どもらしく無邪気に笑い、楽しく過ごしてくれていたら、私たちにとってこんなにうれしいことはありません。

4 “社会を明るくする運動”について、具体的な活動内容や工夫していることなどについて教えてください。

左京区BBS会では、左京区保護司会の方々と連携し、“社会を明るくする運動”に取り組んでいます。年に一度開催される公開講演会では、会場の設営や受付などを担当し、実際に講演も聞かせていただいています。また、小中学生を対象に実施される作文コンテストにおいて、作文の審査や冊子作りの補助、表彰式の受付などを行なっています。基本的には左京区保護司会の皆さんのお手伝いをさせていただく形ですが、他の関連団体の方々も含めて協力を深め、様々な活動に参加しています。

COLUMN 7-6

再犯防止を支える民間協力者の方々 協力雇用主

開星運輸株式会社 代表取締役 中原英多郎

1 協力雇用主になったきっかけについて教えてください。

2018年（平成30年）から、協力雇用主として刑務所出所者を延べ50人以上雇い入れています。協力雇用主となったきっかけは、知り合いの同業者で既に協力雇用主として刑務所出所者を雇っていた方から、刑務所内で求職者の面接をして採用をしているとの話を聞き、興味を持ったことです。

私は運送会社の二代目で、子供の頃からいろいろな個性ある従業員を見てきました。その中には、過去に罪を犯し、刑務所を出た後は限られた業種でしか働くことができず、自動車運転免許の資格を生かしてトラックの運転手をしていた人もいましたので、刑務所出所者を雇い入れることに何の抵抗もありませんでした。

協力雇用主の活動を知る前、一般の求人募集で、たまたま近くの更生保護施設に入所中の人を採用したことがあり、刑務所出所者を雇い入れる不安もありませんでした。そのことで、微力ながら、仕事をしたいと思う方々に対し、私のできる範囲でお手伝いをすることが協力雇用主となることでした。

2 協力雇用主の活動内容について教えてください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前は、刑務所や少年院に出向き、採用面接を行っていました。現在はオンライン面接が多くなりましたが、できる限り対面で面接するように心掛けています。満期出所者や更生保護施設を出た後に居住地が決まらない人たちには、私が用意したアパートへ入居することができるようし、社会復帰後の自立支援の力添えになればと考えています。

3 協力雇用主の活動のやりがいを教えてください。

犯罪や非行をした人には身勝手な者や未熟な者が多く、それが原因で犯罪に及んでしまったと自ら気付くまで、何度も面談を繰り返し、指導しています。すると、少しずつ変わってくる様子を感じられます。中には、今まで定職に就いた経験のなかった者が、次第に、社会生活を送る中で「働くこと」は必要不可欠なことであるとの意識を持ち始め、仕事以外の時間についても気にすることができるようになり、「夜更かしや深酒をやめました。」と言ってきたことがありました。また、今まで身勝手なことばかりしてきたと後悔の言葉を聞いたときは、協力雇用主として活動して良かったとやりがいを感じました。そんな彼らも雇用開始から5年目となり責任感を持って働いてくれています。

4 非行や犯罪をした人を雇用する上で工夫していることを教えてください。

人は周囲にうまく理解してもらうことができず、失敗することもあります。私が今まで経験してきた中で、犯罪や非行をした人は自分自身から発信することが苦手な人達が多いように見受けられます。ですので、できる限り私から彼らに声掛けをし、気軽に話をできる環境を作っていくことが重要だと考えています。

当然ながら、実際にはそんなにうまくいくことばかりではありませんが、歩み寄る意識が伝わると、彼らから話しかけてくることも多くなってきます。

彼らには、仕事を任されているという責任感を持ってもらい、ルールは自分自身を守るためのツールだと認識してもらいます。そもそも、社員の中で孤立させず、特別扱いせず一般社員と同様に接しますので、そこは理解してもらえていると思っています。

本人が希望すれば、日払いやアパートへの入居、自動車運転免許証の資格取得支援制度等も一般社員と同様にサポートしています。

COLUMN 7-7

再犯防止を支える民間協力者の方々 更生保護協会

更生保護法人秋田県更生保護援護協会 理事長 加賀谷文秋

1 秋田県更生保護援護協会の成り立ちや現在の組織の概要について教えてください。

当協会は、1956年（昭和31年）に発足し、財団法人を経て、1996年（平成8年）から更生保護法人として活動しています。役員等は地元の経済界や更生保護団体等による理事19名、監事2名、評議員24名から構成され、会員約750名によって支えられています。

2 活動内容について教えてください。

更生保護事業法に基づき、事業を実施しています。具体的には、地域連携・助成事業として、保護司会や更生保護女性会、更生保護施設等の更生保護関係団体が、それぞれの特性を生かしながら、充実した更生保護活動を実施できるよう必要な助成をしているほか、“社会を明るくする運動”秋田県推進委員会への参画や、広報啓発資材の配布等を通じて、更生保護の普及啓発を行っています。また、通所・訪問型保護事業として、更生緊急保護対象者や生活に困窮した保護観察対象者に対し、金品給与を行っています。

3 最近力を入れている取組について教えてください。

広報啓発活動の一環として、2022年（令和4年）にウェブサイト「秋田県の更生保護」を開設しました。ウェブサイトでは、当協会のほか、秋田県保護司会連合会、更生保護施設秋田至仁会、秋田県更生保護女性連盟、秋田県BBS連盟、秋田県就労支援事業者機構のそれぞれについて沿革や活動内容、機関誌を紹介しており、更生保護に携わる方々だけでなく、更生保護に初めて触れる方々にも関心を持ってもらえるよう、分かりやすい内容とするよう工夫しています。実際、ウェブサイトをご覧になって保護司になることを希望する方もおられ、地域の皆様に更生保護を知っていただく身近なチャンネルとして、これからもサイトの充実を図っていきたいと考えています。行事等があった場合は随時更新していますので、是非御覧ください。

4 今後の展望について教えてください。

秋田県は高齢者率が最も高い都道府県であり、2045年（令和27年）には人口の半数が高齢者になるとの推計もあります。高齢者による再犯を防止することはもちろんのこと、更生保護の諸活動を息長く続けるためには、それぞれの更生保護関係団体が強みを生かし、相互に連携し合いながら、生き生きと活動していくことが大切だと思っています。当協会はこれからも秋田県での更生保護が充実・発展するよう、普及啓発やネットワーク化に力を尽くしてまいりたいと考えております。

秋田県の更生保護ウェブサイト <https://akita-kouseihogo.com>